

一般社団法人岩手県社会福祉士会権利擁護センターばあとなあ岩手
法人後見委員会の運営に関する規程

規程第18号

2025年4月19日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岩手県社会福祉士会(以下、「本会」という。)権利擁護センターばあとなあ岩手(以下、「ばあとなあ」という。)法人後見事業に関する規程第4条の規定にもとづき設置されるばあとなあの法人後見委員会(以下「本委員会」という。)の運営その他必要な事項について定めるものとする。

(組織)

第2条 本委員会の委員は本会会長が指名し、理事会に報告しなければならない。

2 委員は、本会理事2名以上のほか、ばあとなあ運営委員会と事務担当者とする。

3 必要に応じて事務執行者を加えることができる。

(委員長)

第3条 本委員会は委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、法人後見委員を代表し、会議を統括する。

3 委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する者として委員のうちから互選されたものが職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(所掌事項)

第5条 本委員会は、本会が実施する法人後見および法人後見監督の適正な運営を確保するため、以下の各号に掲げる事項について支援および指導助言を行う。

(1) 後見人等の受任および辞任の可否に関すること

(2) 未成年後見の受任および辞任の可否に関すること

(2) 事務執行者の選任に関すること

(3) 後見計画の検討に関すること

(4) その他法人後見全般に関すること。

(会議)

第6条 本委員会は、必要に応じて本会会長が召集する。

2 参集が困難な場合は、オンラインやメールでの会議とすることができる。

(意見聴取)

第7条 委員長は、法人後見委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(秘密保持義務)

第8条 本委員会委員及び出席者は、会議上知り得た個人情報に関する秘密を厳守しなければならない。なお、その職を離れた後も同様とする。

(庶務)

第9条 本委員会に関する庶務は、本会の事務局が担う。

(報酬)

第10条 本委員会の委員の報酬は別に定める。

(委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

この規程は、2025 年4月19日から施行する。